

どう取り組む？

就学援助制度

問

就学援助制度について、現在、本市ではどのように取り組んでいるのか。

答

本市においては、生活保護基準の1・3倍を就学援助として運用しており、対象となる児童・生徒には、学用品費や修学旅行費、通学費などを支援している。

また、本市における児童・生徒の要保護・準要保護率は、平成26年が9・8パーセントで、愛媛県内他市に比べ比較的高い状況となっている。

なお、制度の周知方法としては、市のホームページや子育て支援ハンドブックに掲載しているほか、学校だよりにも掲載するなど、きめ細かく周知を図っている。

どう進める？

窓口サービスの向上策

問

市民生活課窓口のフロアマナージャーの配置については、どのような検討がなされているのか。

答

窓口体制については、人的に対応できない状況で、フロアマナージャーの配置は、窓口体制と合わせて検討することが必要との認識の下、当面は職員で対応したい。

ハード面については、人員体制やスペースの問題から、窓口増設などは難しいが、新庁舎移転後は、発券機の導入やアナウンス、モニター表示により、窓口への案内を分かりやすくするよう努めている。



市民生活課窓口の様子

常任委員会審査レポート

総務

本委員会では、付託議案19件、請願6件の計25件について、3月7日に現地調査の後、書面審査を行いました。

審査概要は、本会議で委員長報告を行い、採決の結果、議案19件は可決、請願4件は不採択、2件は継続審査となりました。



現地調査

福祉文教

本委員会では、付託議案18件、請願3件の計21件について、3月8日に現地調査の後、書面審査を行いました。

審査概要は、本会議で委員長報告を行い、採決の結果、議案18件は可決、請願3件は不採択となりました。



現地調査

産業建設

本委員会では、付託議案21件、請願2件の計23件について、3月9日に現地調査の後、書面審査を行いました。

審査概要は、本会議で委員長報告を行い、採決の結果、議案21件は可決、請願1件は不採択、1件は継続審査となりました。



現地調査